

第 216 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 5 号

令和 4 年 5 月 2 日 かすみがうら市農業委員会告示第 5 号をもって、令和 4 年 5 月 10 日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 216 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 4 年 5 月 10 日（火） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫	5番 塚本 勝男
6番 安田 治	7番 飯田 敬市	8番 久松 弘叔	9番 井坂 孝雄
10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝	13番 栗山 千勝
14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄		

4. 欠席委員

1 番 海東 功

5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 局長補佐 関川 信政 係長 横田 桂明 主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

10 番 高田 健司 12 番 廣原 孝

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第13号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第14号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第32号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第33号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第35号 現況証明願の交付決定について
議案第36号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第37号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について
議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 3 時 05 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和4年度第216回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。なお、会議規則第4条による、欠席届が1番海東委員より提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、10番高田健司委員、12番廣原孝委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の青山主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第13号から第14号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第32号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
10番 高田委員	<p>5月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、塚本委員と栗山委員と私、高田の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番は●●●●●●●●から約600m北西に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番と3番は、譲受人が同一、譲渡人は異なりますが、新規就農のため、一括で説明いたします。</p> <p>番号2番は坂地内の●●●●●●から約300m南に位置する畑2筆になります。</p> <p>現況は、雑草繁茂の状態となっていました。</p> <p>番号3番は坂地内の●●●●●●から約600m北西に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。</p> <p>栗、露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番は、●●●●●●●●●●●●から約100m南東に位置する畑3筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>じゃがいもを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号5番から8番、及び番号11番から14番につきましては、営農型太陽光発電施設に関する申請であり、議案第34号の番号5番から8番と関連する案件のため、議案第34号の転用の説明の際に一括で説明いたします。</p> <p>続きまして、番号9番、10番は譲受人が同一、譲渡人は異なりますが、新規就農のため、一括で説明いたします。</p>

	<p>番号9番、10番は●●●●●●●●●●から約300m南西に位置する畑2筆になります。</p> <p>現況は、一部雑木があるものの、概ねきれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。</p> <p>かんしょを作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番、番号3番については、譲受人が同一、譲渡人は異なりますが、新規就農ための売買と賃貸ということで関連がありますので一括審議といたします。</p> <p>番号2番、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
11番 谷中委員	<p>番号3番の方なのですが、貸し人について、私の記憶では3～4か月前に、この土地ではないと思うが購入していると思うのです。</p> <p>その理由は「経営規模拡大のため」という事由であったと思います。ところが、ここへきて「耕作困難のため」に貸し付けるというのは、少し考え方が違うのではないのでしょうか。</p>

事務局	誤植でございます、「耕作困難」ではなく、「新規就農のため」と「相手の要請により」でございます。大変申し訳ございません。
11 番 谷中委員	直すのですね。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番、番号 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2 番、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
11 番 谷中委員	原案の通りではなく、相手の要請によると、「修正」でしょう。
議長	修正です。
議長	次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 5 番から番号 8 番、及び番号 11 番から 14 番については、5 条許可と関連がありますので、議案第 34 号の審査の中で一括審議といたします。
議長	次に、番号 9 番、番号 10 番については、譲受人が同一、譲渡人は異なりますが、新規就農ための売買と賃貸ということで関連がありますので一括審議といたします。 番号 9 番、番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

3 番鈴木委員	●●さんですか、深谷 2 3 2 9 番地、こちらを見ると住所が高崎なんだよね。会社はスタイルファームとスタイルプランニングと個人、どこに住んでいるんですか。
事務局	お答えいたします。 まず、会社に関しまして住所はそれぞれ、●●さんのお住まいが 1 4 番の記載、こちらが個人でございます。
11 番 谷中委員	住所が高崎になっているの、深谷になっているのか。
事務局	会社の住所が深谷でございます。
11 番 谷中委員	●●さん本人は、どこの住所なのか。
事務局	高崎でございます。
11 番 谷中委員	高崎からきて、耕作するのか。
事務局	事業所に関しましては、深谷に住んでいる方も役員の方がいらっしゃいます。耕作される方はこの会社「スタイルファーム」が耕作する形でございます。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番、番号 1 0 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数ですので、番号 9 番、番号 1 0 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に「議案第 3 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)

議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
14番 塚本委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号1番を併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●から約150m南東に位置する田1筆になります。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。 申請地は、第1種農地ですが、集落接続が確保されていることから不許可の例外にあたりますので、転用による影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
5番塚本委員	<p>現在住んでいるところが手狭なのですか。</p>
事務局	<p>申請によりますと、現在住んでいる所は子供たち夫婦に渡して、新しいところに住むというような申請でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番から15番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。</p>

事務局	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
議長	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
14 番塚本委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番、番号2番につきましては、借受人並びに転用事由が同一であり、近接した案件となりますので、一括で説明いたします。図面番号2番、3番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約700m西に位置する畑4筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号3番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約500m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、自宅敷地拡張のため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号4番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、中志筑地内の●●●●●●●●から約100m西に位置する畑1筆になります。</p> <p>こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、駐車場および資材置場に供するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号5番から6番は3条の番号11番から12番に関連する案件で、借人が同一で転用事由が同一であるため、一括で説明いたします。図面番号6番</p>

から7番も併せてご覧ください。

こちらは●●●●●●●●●●から約300m南西に位置する畑2筆になります。

こちらは第1種農地と判断しました。

申請人は、営農型太陽光発電施設に供するため、今回の申請に至りました。

現況は、きれいに管理されていました。

3条の申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。サカキ、シキミを作付けする計画です。

続きまして番号7番は議案32号の番号7番及び番号13番に関連する案件で、借人が同一で転用事由が同一であるため、一括で説明いたします。図面番号8番も併せてご覧ください。

こちら●●●●●●●●●●から約300m南西に位置する畑4筆になります。

こちらは第1種農地と判断しました。

申請人は、営農型太陽光発電施設に供するため、今回の申請に至りました。

現況は、きれいに管理されていました。

耕作者の方は、新規就農のため、今回の申請に至りました。

サカキ、シキミを作付けする計画です。

続きまして番号8番は議案32号の番号8番及び番号14番に関連する案件で、借人が同一で転用事由が同一であるため、一括で説明いたします。

図面番号9番も併せてご覧ください。

こちら●●●●●●●●●●から約300m南西に位置する畑1筆になります。

こちらは第1種農地と判断しました。

申請人は、営農型太陽光発電施設に供するため、今回の申請に至りました。

現況は、きれいに管理されていました。

耕作者の方は、新規就農のため、今回の申請に至りました。

サカキ、シキミを作付けする計画です。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番、番号2番について、借受人並びに転用事由が同一であり、隣接した案件になりますので、一括審議をお願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします
議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします

事務局	<p>3条の10番につきまして、正確には、買ったのは●●●●●●●●●●という法人が買ったという形であります。</p> <p>今回、●●●●●●●●●●は農地所有的確法人として深谷に事務所を構え、その事務所に耕作する者が常駐するというような計画で3条の申請、耕作する申請をあげてきているものです。</p>
2番西崎委員	<p>手続きはよく分かりました。ただね、法人と個人のところがあるじゃないですか、ここだけは個人でというのはなにかあるのですか。</p>
事務局	<p>ご質問の通りで、理由というのは農地法との直接の関連ではなく、太陽光の許可申請関連で同一の法人であると面積を超えてしまうことから、個人と法人に分けて申請していると聞いております。</p>
議長	<p>面積を超えてしまうということで。</p> <p>よろしいですか、それでは進めます。</p>
3番栗山委員	<p>現地調査において見落とした部分があり、申し訳ないが5、6、7番で転用面積5番が2㎡、6番が2.07㎡、7番が2.38㎡、パネル枚数を考えると、これだけの面積でもつのか、全く違う構造なのか説明してもらいたい。</p>
事務局	<p>7番でございますが、パネル1,078枚、議案書は少し見難いかと思いますが、4筆合計で9.03㎡の転用面積ということで、2.38㎡はその一部でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号5番、6番並びに「議案第32号」番号5番、6番及び番号11番、12番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、番号5番、6番及び「議案第32号」番号5番、6番及び、番号11番、12番については原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号7番について、「議案第32号」番号7番及び番号13番と同一計画地であり、関連した案件になりますので、一括審議をお願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番及び「議案第32号」番号7番及び番号13番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数ですので、番号7番及び「議案第32号」番号7番並びに番号13番については原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号8番について、「議案第32号」番号8番及び番号14番と同一計画地であり、関連した案件になりますので、一括審議をお願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番及び「議案第32号」番号8番及び番号14番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号8番及び「議案第32号」番号8番及び番号14番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第32号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに、「議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第35号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお当案件についても事前調査を実施しております。 (事務局朗読)

議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
14 番塚本委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号10番も併せてご覧ください。 申請地は、下稻吉地内の●●●●●●●●から約200m北東に位置する畑2筆になります。 こちらは、こちらは、20年以上前から山林化している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして、番号2番になります。図面番号11番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約200m南東に位置する畑1筆になります。 こちらは、40年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 まず、番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	全員賛成(賛成多数)ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
6 番安田委員	48年経過しているということですが、課税状況はどうなっているのでしょうか、たぶん、宅地として課税されていると思うのですが。

事務局	課税状況は宅地として課税されております。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議長	「議案第35号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議長	次に「議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 37 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・意見、質問等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>

議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見等無し)</p>
議長	<p>来月の総会は、6月10日(金)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、海東功委員、西崎敏和委員、鈴木良道委員です。 日時は、6月2日(木)午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農用地利用状況調査日程(案)について 2. 茨城県農業会議農林関係税制改正の要望取り纏めについて 3. 令和3年度成果実績・活動実績について
議長	<p>事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等 何かありましたらお願いします。 (意見、質問等なし)</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第216回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____